

第 31 回 邑楽町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年1月9日（金）午後3時00分～3時30分
2. 開催場所 邑楽町役場 201会議室
3. 出席委員 10人
 - 1番 金子 節夫
 - 2番 島田 信成
 - 3番 中野 文子
 - 4番 高田 洋子
 - 5番 齊藤 澄博
 - 6番 横山 宏
 - 7番 松島 章倫
 - 8番 横山 正行
 - 9番 中村 政五郎
 - 10番 小林 修
4. 事務局 事務局長 金井 孝浩 課長補佐 國府田 諭 主任 小谷 高平
5. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名について
 - 第2 議案
 - 第85号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について（所有権）
 - 第86号 邑楽町農業委員会事務処理規程の一部を改正する規程について
 - 第3 報告
 - 第35号 農地法施行規則第29条第17号による届出について
 - 第36号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
6. 会議の概要

会長（横山）	<p>それでは只今から、第31回邑楽町農業委員会総会を開会いたします。事務局より出席状況の報告を願います。</p>
事務局長（金井）	<p>只今の出席委員数は、10名で御座います。</p>
会長（横山）	<p>事務局の報告の通り、本日出席の委員は10名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、在任委員の過半数が出席をしておりますので、第31回邑楽町農業委員会総会が成立したことを宣言します。</p> <p><会長挨拶></p> <p>これより議事に入ります。議事日程第1、議事録署名委員の指名については、総会会議規則第25条第2項の規定により、議席番号6番横山宏委員、議席番号7番松島章倫委員を指名いたしますので、ご了承をお願いいたします。</p> <p>議事日程第2、議案第85号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について（所有権）を議題と致します。1番について、事務局より説明を願います。</p>
事務局（國府田）	<p>議案書2ページをご覧ください。議案第85号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、所有権です。次のとおり農地法第3条第1項の規定による許可申請があったので、審議の決定を求めます。令和8年1月9日、邑楽町農業委員会会長、横山正行。</p> <p>番号1番、「売買」です。譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては、議案書記載のとおりです。申請理由ですが、譲受人は「優良農地を確保し、経営規模を拡大したい」譲渡人は「高齢であり、後継者もいないので、農地を処分したい」とのことです。説明を加えます。譲渡人には、成年後見制度の補助人がついております。「補助人とは」、と左上に記載されている一枚紙の資料をご覧ください。</p> <p>補助人とは、判断能力が不十分な人の権利や財産について、財産上の重要な行為をする際に、それが被補助人の利益に適うかどうかを判断して同意を与えたり、同意を得ずに単独ですてしまった行為を後から取り消したりする人です。補助人の同意を要する行為の定め申立てにより、同意権の付与の審判が成されると、被補助人が、その審判で定められた財産上の重要な行為を行うには、補助人の同意が必要になります。補助人の同意を得ないでした行為は、補助人又は被補助人が、後で取り消すことができます。また、代理権付与の審判が成されると、補助人は、その審判で定められた法律行為を、被補助人に代わって行うことができます。この案件の補助人について、議案書に記載されている人が補助人が登記されており、登記事項証明書</p>

	<p>が本申請書に添付されております。その登記の同意行為目録には、本人所有の土地又は建物の売却、と記載されております。また、代理行為目録には、財産管理関係として、本人の不動産に関する売却及び賃貸契約の締結、更新、変更及び解除、というように登記上に記載があります。今回の申請は、登記上に記載のある同意行為そして代理行為としての事案となります。以上のことを勘案し、お願いいたします。</p> <p>その他の状況につきましては議案書記載のとおりです。備考欄につきましては、譲受人の経営面積です。資料につきましては、1ページから4ページを参照してください。なお、申請地につきましては1月7日、3班の皆さんと現地確認を行いました。申請地は農地として適切に管理されている状態でした。以上です。</p>
<p>会長（横山）</p>	<p>事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員よって、本件は原案のとおり可決し、許可することを決定いたしました。</p> <p>2番について事務局より、説明を願います。</p>
<p>事務局（國府田）</p>	<p>番号2番、「売買」です。譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては、議案書記載のとおりです。申請理由ですが、譲受人は「優良農地を確保し、経営規模を拡大したい」譲渡人は「高齢であり、後継者もいないので、農地を処分したい」とのことです。その他の状況につきましては議案書記載のとおりです。備考欄につきましては、譲受人の経営面積です。資料につきましては、5ページから13ページを参照してください。なお、申請地につきましては1月7日、3班の皆さんと現地確認を行いました。申請地は農地として適切に管理されている状態でした。以上です。</p>
<p>会長（横山）</p>	<p>事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p>

事務局(國府田)	<p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員よって、本件は原案のとおり可決し、許可することを決定いたしました。</p> <p>3番について事務局より、説明を願います。</p> <p>番号3番、「売買」です。譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては、議案書記載のとおりです。申請理由ですが譲受人は「農業規模拡大のため」譲渡人は「農業縮小のため」とのことです。その他の状況につきましては議案書記載のとおりです。備考欄につきましては、譲受人の経営面積です。資料につきましては、14ページから16ページを参照してください。なお、申請地につきましては1月7日、3班の皆さんと現地確認を行いました。申請地は不耕作地でしたが、農地として適切に利用していくよう申し伝えることとします。以上です。</p>
会長(横山)	<p>事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員よって、本件は原案のとおり可決し、許可することを決定いたしました。</p> <p>4番について事務局より、説明を願います。</p>
事務局(國府田)	<p>議案書3ページをご覧ください。番号4番、「売買」です。譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては、議案書記載のとおりです。申請理由ですが、譲受人は「優良農地を確保し、生産能力を上げたい」譲渡人は「本人及び親族で農地の管理ができないので、処分したい」とのことです。その他の状況につきましては議案書記載のとおりです。備考欄につきましては、譲受人の経営面積です。資料につきましては、17ページから19ページを参照してください。なお、申請地につきましては1月7日、3班の皆さんと現地確認を行いました。申請地は農地として適切に管理されている状態でした。以上です。</p>

<p>会長（横山）</p>	<p>事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員よって、本件は原案のとおり可決し、許可することを決定いたしました。</p> <p>5番について事務局より、説明を願います。</p>
<p>事務局（國府田）</p>	<p>番号5番、「売買」です。譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては、議案書記載のとおりです。申請理由ですが、譲受人は「優良農地を確保し、事業を拡大したい」譲渡人は「所有する農地の管理が難しくなってきたので、手放したい」とのことです。この申請の譲受人は法人です。よって申請法人が農地所有適格法人の要件を満たすかどうかの審査も同時にする必要があります。「農地所有適格法人の要件」という一枚紙の資料と、様式1-2-2という両面刷りの一枚紙の資料をご覧ください。農地所有適格法人として認められる要件として、①株式会社（株式非公開会社）・持分会社（合名会社・合資会社・合同会社）・農事組合法人のいずれかであること。②売上高の過半が農業（販売・加工等も含む）であること③構成員・議決権要件が常時従事者が総議決権の1/2を超えること、農業関係者以外の構成員の議決権が総議決権の1/2未満であること④役員の過半が農業の常時従事者（原則年間150日以上）、役員または重要な使用人のうち、1人以上が農作業に従事（原則年間60日以上）と4つの要件があります。</p> <p>では、今回の申請法人の農地所有適格法人としての事業等の状況、をご覧ください。まず、会社の形態は株式非公開会社であり、①の要件を満たします。次に様式1-2-2の1-2売上高をご覧ください。この法人の過去3年間の売上高実績は100%農業によるものであります。よって②の要件を満たします。次にその下の「2 構成員全ての状況」をご覧ください。この法人の構成員及び農業従事者は2名であり、その内の1名で議決権100%ということですので、③の要件を満たします。</p> <p>次に裏面「3 理事、取締役又は業務を遂行する役員全ての状況」をご覧ください。構成員の農業の従事状況ですが、役員である者2名は共に年間通じて従事している状況で、④の要件を満たします。以上のことから、農地所有適格法人の要件を満たすものであると思われまます。その他の状況につきましては議案書記載のとおりです。備考欄につきましては、譲受人の経営</p>

<p>会長（横山）</p>	<p>面積です。資料につきましては、20 ページから 22 ページを参照してください。なお、申請地につきましては1月7日、3班の皆さんと現地確認を行いました。申請地は農地として適切に管理されている状態でした。以上です。</p> <p>事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員よって、本件は原案のとおり可決し、許可することを決定いたしました。</p> <p>議案第86号、邑楽町農業委員会事務処理規程の一部を改正する規程についてを議題といたします。事務局より、説明を願います。</p>
<p>事務局（國府田）</p>	<p>議案書4ページ～6ページをご覧ください。議案第86号、邑楽町農業委員会事務処理規程の一部を改正する規程について。次のとおり邑楽町農業委員会事務処理規程の一部を改正する規程について、審議の決定を求めます。令和8年1月9日、邑楽町農業委員会会長、横山正行。</p> <p>この度、事務処理規程の一部を改正する経緯を説明いたします。まず農業委員会の所掌事務として、農業委員会等に関する法律第6条の規定に、農地法等に基づく法令事務やその他法令（土地改良法）において、その権限に属させられた事項に関する事務がございます。更に、農業委員会等に関する法律第6条第2項において、農地等の利用の最適化の推進に関する事項の事務として、農地等として利用すべき土地の農業上の利用の確保を行う旨の定めがございます。この定めに基づき、農業委員会は、農地パトロールや、農地所有者に農地の活用を働きかける活動などにより、遊休農地の発生防止・解消に取り組んでおりますが、依然として町内の至る所に遊休農地は存在し、害虫や有害鳥獣の住み処となるなど、農業被害への危惧が懸念されている状況が続いております。そのための対策として、遊休農地の適切な利活用を促進させることを目的に、現在新たに遊休農地対策事業の創設を進めております。しかしながら現況の事務処理規程において、この農業委員会等に関する法律第6条第2項について明確な定めがありませんでしたので、この度、改正することを上程した次第であります。</p>

	<p>次に、事務処理規程の一部を改正することを総会で諮る意義についても、説明を加えます。農業委員会の意思決定は、農業委員全員で構成される総会で行われます。意思決定機関として総会があります。そして、事務処理規程は、総会で決定された事項や法令に基づく事務を効率的かつ適正に処理するための基準であります。また、事務処理規程の改正は、委員会の運営の基本に関わる重要な事項であるため、総会という公式な場で協議することで、透明性と公正性が確保されます。したがって、今回審議に諮るということになります。議案書5ページに記載されているものが、一部を改正する規程の内容、いわゆる改め文となっております。内容としては、事務処理規程の第5条について、既存の(11)を(12)に(10)を(11)にして、(9)の下に(10)遊休農地の再生及び有効活用に関すること。を追加するという改正となります。6ページには今回改正する邑楽町事務処理規程第5条の新旧対照表を載せてあります。議案書のと通りの改正について、審議をお願いいたします。以上です。</p>
<p>会長（横山）</p>	<p>事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>6番、横山宏委員</p>
<p>6番（横山）</p>	<p>6番、横山です。確認ですが、こういった規程の改正は全国的な指導によって行われるものなのでしょうか。</p>
<p>事務局（國府田）</p>	<p>今回の改正は全国的な指導があったものではありません。先ほど説明をした遊休農地対策事業を進めるに当たって、事務処理規程の中にその事業に該当する明確な定めがなかったために、規程に加えた方がよいだろうという考えによるものです。</p>
<p>6番（横山）</p>	<p>群馬県内では他にこの内容を規程に入れている農業委員会もあるということでしょうか。</p>
<p>事務局（國府田）</p>	<p>規程に加えているところもあるし、ないところもある。邑楽町は今まで規程になかったので今回加えるということです。</p>
<p>6番（横山）</p>	<p>分かりました。ありがとうございます。</p>
<p>会長（横山）</p>	<p>他に質問はありますか。では、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p>

	<p>挙手全員よって、本件は原案のとおり可決いたしました。</p> <p>議事日程第3、報告第35号、農地法施行規則第29条第17号による届出についてを議題とします。事務局より、報告をお願いします。</p> <p>議案書8ページをご覧ください。報告第35号、農地法施行規則第29条第17号の規定による届出について。次のとおり農地法第29条第17号の規定による届出があったので、報告します。令和8年1月9日、邑楽町農業委員会会長、横山正行。</p> <p>届出費業者、土地所有者、土地の表示につきましては、議案書記載のとおりです。届出内容は携帯電話用無線基地局設置のため（賃貸借）、施設の概要、着工年月日及び完了年月日につきましては議案書記載のとおりです。資料につきましては23ページから27ページを参照してください。農地法施行規則第29条第17号に、認定電気通信事業者が有線電気通信のため線路、空中線系（その支持物を含む）若しくは中継施設又はこれらの施設を設置するために必要な道路若しくは索道の敷地に供するため農地を農地以外のものにする場合は農地転用許可を要しない、とする定めがございます。この届出の事業者は認定電気通信事業者であり、その届出内容もこの法律の規定に合致するものとなります。群馬県東部農業事務所に、この届出について事前協議済みであることも、申し添えます。以上、報告いたします</p>
<p>事務局(國府田)</p>	<p>報告第36号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出についてを議題とします。事務局より、報告をお願いします。</p>
<p>会長（横山）</p>	<p>議案書7ページをご覧ください。報告第36号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について。次のとおり農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出があったので、報告します。令和8年1月9日、邑楽町農業委員会会長、横山正行。</p> <p>番号1番。譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては、議案書記載のとおりです。転用目的は、「露天駐車場用地（売買）」、施設の概要、着工年月日及び完了年月日につきましては議案書記載のとおりです。資料につきましては、28ページを参照してください。以上、報告いたします。</p>
<p>事務局(國府田)</p>	<p>以上で本日予定された議案の審議は、すべて終了いたしました。これで第31回邑楽町農業委員会総会を閉会します。</p>

上記の会議顛末は書記が記載したものです。その内容について相違なきことを証するため署名捺印します。

令和8年1月9日

邑楽町農業委員会 会長 _____

委員 _____

委員 _____